

令和3年1月臨時会

総務政策常任委員会会議録

令和3年1月29日

場 所 第2委員会室

令和3年1月29日(金曜日)

午前10時32分開会

会議に付託された議案等

- 議案第1号 令和2年度宮崎県一般会計補正予算(第13号)
- 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて
- 報告第2号 専決処分の承認を求めることについて

出席委員(8人)

委員 長	野崎 幸士
副委員 長	太田 清海
委員	坂口 博美
委員	丸山 裕次郎
委員	山下 寿
委員	佐藤 雅洋
委員	来住 一人
委員	井上 紀代子

欠席委員(なし)

委員外議員(2人)

議員	中野 一則
議員	日高 博之

説明のため出席した者

総務部

総務部長	吉村 久人
総務部次長 (総務・市町村担当)	日高 幹夫
県参事兼総務部次長 (財務担当)	小堀 和幸
総務課長	園山 俊彦
財政課長	石田 渉

事務局職員出席者

議事課主任主事	渡邊 大介
総務課主事	合田 有希

○野崎委員長 ただいまから総務政策常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会の日程についてであります。

お手元に配付いたしました日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、本委員会に付託されました議案について、部長の概要説明を求めます。

○吉村総務部長 それでは、本日御審議いただきます議案等につきまして、お手元の総務政策常任委員会資料により御説明いたします。

表紙の目次を御覧ください。

まず、1の予算議案であります。令和2年度1月補正予算案の概要につきましては、後ほど御説明いたします。

次に、2の特別議案につきましては、専決処分の承認を求めることについて2件提出しております。

それでは、めくっていただきまして、1ページをお願いいたします。

令和2年度1月補正予算案の概要についてであります。

今議会に提出しております一般会計の補正予算案は、新型コロナウイルス感染症対策のための飲食店等に対する営業時間短縮要請に伴い、その影響を受ける飲食関連業者等への支援等に係る経費について措置するものであり、補正額は56億5,458万5,000円の増額であります。

また、今回の補正予算の歳入財源といたしましては、国庫支出金56億5,458万5,000円であり
ます。

この結果、1月補正後の一般会計の予算規模は7,170億3,560万4,000円となります。

今回の補正予算により、令和2年度のコロナ対策全体の予算額としましては、合計で802億円となり、令和元年度3月補正で措置しました3億円を加えますと、総額で805億円の予算規模となります。

次に、表にあります一般会計歳出の款別一覧であります。1行目の衛生費は、新型コロナウイルス感染症対策のための飲食店等への営業時間短縮要請が延長されたことに伴い、市町村と連携して協力金を支給するための経費を計上しております。

次の商工費は、飲食店等への営業時間短縮要請に伴う影響を大きく受けている飲食関連事業者等を支援するため、1月または2月の売上高が対前年度比で50%以上減少する事業者に対し、20万円を支給するための経費及び県内経済の回復を図るため、県内市町村における地域の実情に応じた消費喚起策の実施を支援するための経費を計上しております。

予算案の概要については、以上であります。

なお、議案の詳細につきましては、財政課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしく
お願いいたします。

私からは以上であります。

○野崎委員長 次に、議案についての説明を求め
ます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了
した後にお願いいたします。

○石田財政課長 常任委員会資料の2ページを
お願いいたします。

議案第1号、一般会計補正予算の歳入予算に
ついて、御説明いたします。

まず、(1)総括でございます。表の左から3
列目、今回補正額の欄を御覧ください。

今回の補正予算における歳入予算につきましては、依存財源のうち国庫支出金56億5,458
万5,000円の増額でございます。

補正後の予算規模でございますが、一番下の
歳入合計の補正後の欄でございますとおり7,170
億3,560万4,000円となります。

次に、下の表、(2)歳入科目別概要を御説明
いたします。

説明の欄でございますとおり、全額、総務費
国庫補助金となっております。財源は新型コ
ロonavirus感染症対応地方創生臨時交付金で
あります。このうち、約30億円は国の協力要請
推進枠——飲食店の営業時間短縮要請に伴う協
力金を支給するために国が措置した分が約30億
円でございます。残額は、地方単独事業分——
県が比較的自由にコロナ対策に使える分ござ
いいますが——を活用することとしております。
この地方単独分につきましては、これまで国の
第1次補正、第2次補正で示された県分の限度
額185億円は今回で使い切る形となりますので、
昨日成立しました国の第3次補正予算分として
措置される予定の枠を活用することとしており
ます。この分を約23億円見込んでおります。

第3次補正分につきましては、地方全体で約
1兆円措置される予定でございます。これま
での交付金算定の状況から判断いたしますと、
歳入として見込んでも問題のない額であると考
えております。

なお、第3次補正分に係る本県の限度額につ
きましては、国の補正予算の成立後、速やかに
示されるとのことです。

歳入予算につきましては、以上でございます。

続きまして、専決処分の承認を求めることについて、2件御報告を申し上げます。

資料の3ページを御覧ください。

報告第1号「令和2年度宮崎県一般会計補正予算(第11号)」であります。

国の総合経済対策に伴うひとり親世帯及び生活困窮者への支援並びに鳥インフルエンザ防疫対策に係る補正について、令和2年12月16日付で専決処分をしたものでございます。

まず、歳入につきましては、国庫支出金が11億7,557万4,000円、繰入金が4億9,072万4,000円となっております。

歳出につきましては、民生費では低所得のひとり親世帯に対する臨時特別給付金について、令和2年12月中に再支給するための経費及び生活福祉資金の特例貸付の受付期間が令和3年3月末まで延長されることとなったため、宮崎県社会福祉協議会に対し、貸付けに必要な原資を支援するための経費として6億8,485万円を計上しております。

次に、農林水産業費につきましては、昨年11月末から12月末にかけて連続した鳥インフルエンザにつきまして、防疫措置に必要な経費を増額するとともに、移動制限区域内の農場において発生する餌代のかかり増し経費等について早急に支援するための経費として、9億8,144万8,000円を計上しており、補正予算の総額は16億6,629万8,000円でございます。

次に、4ページをお願いいたします。

報告第2号「令和2年度宮崎県一般会計補正予算(第12号)」でございます。

新型コロナウイルス感染症対策に関する飲食店等への営業時間短縮要請に伴う協力金に係る補正について、令和3年1月8日付で専決処分

を行ったものでございます。

まず、歳入につきましては、国庫支出金が67億7,316万9,000円となっております。

歳出につきましては、衛生費において、1月9日から22日までの営業時間短縮要請に応じていただいた飲食店等を対象といたしまして、期間に応じて56万円または48万円の協力金を支給するための経費として、67億7,316万9,000円を計上しております。補正予算の総額は同額でございます。

それぞれ、地方自治法の規定に基づき議会へ御報告し、その承認を求めるものでございます。

報告につきましては、以上でございます。

○野崎委員長 執行部の説明が終了しました。

議案についての質疑はありませんか。

○坂口委員 おさらいの意味から委員長報告を意識しての質疑なんですけど、知事の提案理由説明にもあったんですが、今回の時短に伴って影響を受けた中小企業と個人事業主への、国で言えば40万円、20万円の一時給付金。それに代わる県単なんですけど、その財源が今の説明からすると、これまでの2回の国の補正予算で交付された分の185億円を全て使い切る、そして23億円が今回出て行く分になるんですか。

○石田財政課長 財源の部分につきましては、地方創生臨時交付金の中に2つ種類がございまして、飲食店の時短要請に伴う協力金の支払いについて、国で8割講じていただける協力推進枠と、それとは別に地方がそれぞれの判断で比較的自由に使える地方創生臨時交付金の地方単独事業分がございまして。

今、委員から御指摘いただきましたように、国の第2次補正の部分までで本県が自由に使える単独事業分については185億円という上限がございまして、類似の補正予算、それから先般の

専決補正等に係る地方単独分等を充当しまして、この185億円を使い切る形の予算計上になっております。

今回お願いをしております予算で、その地方単独分が185億円から23億円飛び出る形になっておりまして、その分について、昨日国のほうで成立しております補正予算第3次分の地方単独事業分を使う形になります。

もう一つ、飲食店の営業時間短縮要請につきましては、国のスキームを財源として活用できるのですが、今回、議案で提案させていただいております関連事業者に関する支援については、対象となる地域は国のほうで40万円、20万円の支援をやっていただけるので県の財政支出は伴わないんですけれども、宮崎県の場合は対象になっておりません。そういったことについて、宮崎県が独自に県の単独事業分を活用して、今回のような措置を行うことを提案している状況でございます。

○坂口委員 具体的には第3次補正分が国から交付されるけれども、23億円分の使い道がなくなってしまう、地方単独事業分が23億円分、窮屈になりますということで前回の6団体の要望、要請だったと思うんですけど、そうすると、今日の知事の提案理由説明では、引き続き国に対しても強く求めていくということで、今の時点で国の動きはまだ不透明なんだと。だから、求めるということが一つ。今話したようにこれが決まらないとなると、今後の地方単独事業が確実に23億円分は何かを遠慮せざるを得なくなるというところに追い込まれるということ、この解釈で間違いはないですよ。

○石田財政課長 坂口委員がおっしゃるとおり、この地方単独分というのはまさに一般財源に近い性質のものであると考えられます。そういっ

た意味では、本来医療体制の確保ですとか、あるいはあらゆる地域経済に目を配った対策等に使える自由度の高い財源でございますので、今回この23億円を使うということは、おっしゃったようにその分だけほかの事業ができる余裕が少なくなるということでもあります。

福岡県ですとか東京都ですとか、国の緊急事態宣言の対象になっている都市部については、国の財源で40万円、20万円という給付をされますので、その団体についてはこの地方単独分は使わないと。その意味では本県についてはその部分がさらに財政事情としては厳しいということになります。そういった点からも今御指摘いただきましたように、その40万円、20万円の支援ということを議会にも御協力を賜りながら、国に引き続き強く求めていくということ、それからその23億円ですとか、あるいは今回本県としてまさに実情に応じて出していきたいと考えております部分について、しっかり国にその実情を説明していきながら、医療体制が脆弱でありましたり、あるいは小規模事業者の方が多い、特に零細の事業者が多い本県にとって、まさに県独自でこういった対策をすることに伴う見合い分についての財源保障ですとか、そういったところを今後また引き続き求めていく必要があると考えております。

○坂口委員 国の宣言にせよ、知事の宣言にせよ、これは法的なもの、制度的なものでしっかりとした後ろ盾があって、正当な段階を経て専門家の意見を聞くとか、様々な指標を見て判断をして出すものですね、だから国だろうと県だろうと僕の場合はそれは同じ、それを受ける県民側、国民側からするとその強みというのは同じものだと思うんです。そんな中で宣言したのが地方だから国だからという理由で給付の対

象にしないというのは、これはいかがなものかという憤りを感じざるを得ない状況に置かれているということ。議会も含めてですけれども、地方6団体でそのことを強く求めているということですよ。そこでその十分な動きを県がされているのか。例えば、特に僕らも意見書を出さなくてはならない地方議会でのやり方とやるべきことというのはあるんですが、国会議員というのがいますよね。地域の利益を代表する、この国会議員にはこのことは伝えているんですか。要望はやっているんですか。

○石田財政課長 6団体でまとめました要望、それからさらに全市町村長と知事の連名での要望を取りまとめまして、東京事務所が直接議員会館の本県選出の国会議員の皆さんのところにお伺いをし、要望書をお渡しし、実情を御説明するなどの対応を取っている状況でございます。

○坂口委員 この国の鉄みたいな硬い扉をたたくためには、もちろん地方から声高に訴えるという方法もあるけれども、その大きい役割を担っているのは県を代表して選ばれている国会議員ですよ。宮崎には選挙区だけで5名います。ここへ東京事務所が文書を届けるというような生ぬるい手じゃなくて、知事が直接訴えて、どうなっているんだという経過を報告させるべきです。そして県民に対して、今国会ではこういう動きをやってくれていますということを示すべきです。そういったものを見て、我々はまた次の選挙で誰だというようなことを選ぶ、これはもう命運窮まるようなところに来ているんです。だから、ここに対しての県の取組というのは少し甘いかなという気がします。

○石田財政課長 委員の御指摘を踏まえまして、しっかり対応してまいりたいと思います。

また、本県選出の国会議員の皆さんに、まさ

に今日のような議論も含めてしっかりお伝えするとともに、今、同じように国の緊急事態宣言以外の地域で法に基づく時間短縮の要請を行っている13道県ともしっかり連携して、それぞれの県の選出の議員の先生方ですとか、そういった本県としての連携、それから横の連携、そういったものをしっかり戦略的に進めていく必要があると考えて対応してまいります。

○坂口委員 ぜひお願いします。やっぱり県単費の23億円という一般財源というのは、今後の財政需要を見たら経済対策一つを取っても十分なのを打てるという見通しは立たないと思うんですね。だから何としてもこれはやっぱり大切に守るべき県単費だと思う。だから、ぜひそこをやっていただきたいということと、大きい武練をいきなり迎えたんですけれど、河野知事は地方税財政常任委員会の委員長ですよ。まさしくここで制度設計まで含めたものやっていたかなければならないような重大な問題だと思うんです。これについてもぜひ検討していただいて、しっかりとした行動を取っていただきたい。

○石田財政課長 御指摘いただきました、知事会としての動きも非常に重要であると考えております。特に当初予算や地方財政計画が1月に出ておりますが、それまでに積み上げてきているものと、この1月以降の全国的な第3波の状況というところで各地方団体においてそれぞれ厳しい実情があろうかと思えます。そういったところを地方税財政常任委員会の委員長といたしましてしっかりと把握し、国に戦略的にどういう形で伝えていくのか、何を求めていくのか、そういったものも早急に整理し、また横の連携を深めながら対応していく必要があると考えております。

○坂口委員 少し話が飛びますが、一つにはやっ

ぱり政治は結果責任というのが物すごく大きいものだということです。そうしたときに、この宮崎県がここまで感染を抑えている成果、成果に対して講じた手段、これがしっかりと評価されるべきだろうと思います。そういった成果——オリンピックの金メダルじゃないけれども、成果を出したところにはしっかりとそれに要した経費はちゃんと保障される、あるいはたまたま運悪くというか、計らずも大惨事になったところ、ここに対してもしっかりと日常生活を保障できるような財源を担保してあげること、これは国の最低限の責任だと思うんです。だから、国がしっかりとそこを分かるように、分からないときはレクチャーをしてあげてもいいと思う、教育してあげても。だからしっかりと成果を持ってくるべきです。

○石田財政課長 御指摘いただきましたとおり、県民の皆さんの御協力により本県では何とか今、感染を抑え込みつつある状況かと認識しております。そういった部分の実情をしっかりと——例えば交付税のスキームですとか、あるいはこの地方単独の臨時交付金ですとか、あらゆる財源的なツールの部分をよく見据えながら本県の財政需要の部分の部分をしっかりと訴えていきたいと考えております。またこういった地方単独の部分で活用していくということ、やっぱり目の前の県民を何とか救わないといけないという思いであります。一方で次への備えといえますか、いつ何時県内の状況がどうなるか分かりませんので、そういったところも意識しながら財政運営に努めてまいりたいと考えております。

○坂口委員 ぜひよろしくお願ひします。何か議会としても意見書まで考えておられるような意気込みですので、連携しながら頑張っていきたいのでよろしくお願ひします。

○井上委員 今回、県で独自の宣言を出していただいたことは大変よかったですと思っていますし評価をしているところです。ですから、それが本当に効果的に現実に表れてくることを願っています。私も介護をしている関係上、行けるはずのところに行けなくなったりということが再三起こってしまして、宮崎市が今回3,500人の高齢者施設等の方たちのPCRの検査をするということも含めて、そういう動きがあるということをお大変うれしく思います。やはり抑え込めるだけ抑え込んでいくということがとても大事ではないかと思っています。

この専決については本当に一生懸命やっただいておりますので、ぜひこういうことについては専決でやっていただきたいと思っておりますが、現実には困っている人たちのところに、本当にお金は届いているものなのかどうか、その取組と状況について教えていただけますか。

○石田財政課長 この時間短縮の飲食店に対する協力金につきましては、県市町村、それから国のお金も活用して支給することとしております。実際の実施は市町村で早急に行ってくださいことで調整をしております。市町村の規模にもよるかと思っておりますけれども、実際に商工団体と連携をして把握に努めていただいて、あるいは申請の窓口を作っていただいたりして、早急な対応をお願いしているところであります。

また、何よりもまず事業者さん、それから住民の方からすれば、どこに相談したらいいのかということがあるかと思っておりますので、そこも県と市町村とがしっかりと連携して窓口体制の充実に努めていきたいと考えております。

○井上委員 次の発言としてそれをお願いしようと思っていたんですけども、私ども県議会議員に来る相談はコロナの患者について云々と

ということより、支援のことで電話が入ってくるものですから。問題は窓口がどこなのかということと、どうすればスムーズに手元に現金を握ることができるのかということ等を常に聞かれるわけですから、市町村のメッセージの伝え方にもよると思うんですけども、そこをきちんとしていただければと思います。できたらそれを横並びにというか、きちんとその点を大きな窓口——小さい窓口も含めて徹底していただくといいなと思っているんですけども、そのあたりはどうなんでしょうか。

○石田財政課長 御指摘のあったような目詰まり等が起こらないようにきめ細かに対応していく必要があると考えております。また、ものによってはある程度一元的な窓口体制を取っていくということが大事かと思っております。

今回の飲食店の話だけではなく、例えば生活困窮の話とか、医療的なケアが必要なお子さんの支援ですとか、暮らしとか医療とか福祉とかもろもろのところではいろんな形での歪みとかか負荷がかかっておりますので、そういった方が速やかに相談をできるようなものを県全体としても、あるいは市町村ともしっかりと連携してつくっていくというのが大事だと思っておりますので、再度そこは徹底をしてまいりたいと考えます。

○井上委員 飲食関係者のところにまで手を広げていくということは本当にいいと思うんですが、どこまで手を広げていくのかということにも疑問点がいっぱいあるわけです。ですから、それをどの幅まで広げていくのかということについても、できたら私どもにも十分な情報をいただきたいと思っておりますし、今回決めた分については3月ぐらいの申請になっていくと思うので、まだ今からだと思うんですけども、

その前の分はどうなっているのか、私どもにも細かな情報を出していただきたいと思っているところです。

○石田財政課長 今御指摘いただきました関連事業者の範囲の制度設計につきましては、今回、県が飲食店に対して時間短縮のお願いをすると当然それによって飲食店と直接取引のある酒屋さんとかそういった部分、あるいは夜のアルコールの提供を時間短縮で抑制しておりますので、当然タクシーとか代行の事業者さんとか直接そういった因果関係のあるところにまず県としてしっかり責任を果たすべく制度設計をしたところであります。

国が示している一時金について、この40万円、20万円——先ほども議論が出ましたけれども——ここについてはなかなか直接、間接とかになるんですけども、どこまで入るのかというところは現時点で不透明な状況でございますので、県としてもしっかり直接納入書の確認とかそういったものを踏まえて支援ができる実施体制の確実性の部分も含めて今回制度設計を行ったところでございます。またその詳細につきましては商工観光労働部とも連携して詰めていくということになるでしょうし、委員のおっしゃった情報の部分もしっかり対応してまいりたいと考えております。

○井上委員 今回の施策は本当によかったと思っておりますし、国もこれから十分な動きをして下さると思います。ですから、直接に支援がきちんと行き渡るということがとても大切ですので、手を抜かずにそこまで丁寧にやっただくことを期待しておりますので、お願いしておきたいと思っております。

○石田財政課長 确实、迅速な執行というところが大事だと思っておりますので、そういうと

ころに意を用いてまいりたいと考えております。
ありがとうございます。

○佐藤委員 先ほどからあるように国が各自治体の状況、実情を把握していない点が多々あると思うんです。宮崎県もそういうところで意見書、要望等を上げているわけですが、先ほど部長からも地域の実情に合わせてということがありましたが、宮崎県内を見たときに各自治体の状況、地域の状況がしっかり見えているのかというところで、そのあたりをどう認識しておられるのか、お聞きしたいと思います。というのは、やはり取り巻く環境が地域によって違う、人口減少の具合、それから財政の状況、地理的条件、気候の条件、それぞれ違うわけですよね。そういうところがしっかりつかめているのかどうか。その辺をお聞きしたいと思います。

それから、先ほど成果に対する対価という話がありましたけれども、コロナの発生状況等もそれぞれ地域によって違う、そういうところまでしっかり把握して、それに対する対策を取るべきだと思っています。そして、真に困っている人たちが見えているのかどうか、その辺がしっかり見えないと予算を組んだとしても隅々まで行き届かない、一部だけ行って私たちのところには来ない、本当に困っている人たちはなかなか声が出せない、もう声さえ出ないというような状況にあるわけですが、そのあたりの状況がしっかりくみ上げられる仕組みになっているのかどうか、その辺も併せてお聞きしたいと思います。

○石田財政課長 御指摘のとおり、宮崎県は宮崎市や西米良村、椎葉村あるいは日之影町と、それぞれの地域によって状況が全然異なります。そういったことをしっかり踏まえて適切な対策

を講じていくことが何より重要であると考えております。

今般のコロナ対応に当たりましては、26市町村長と知事、あるいは副知事のウェブ会議というのを非常に有効に活用しております。実際の住民に身近な団体である市町村の皆さんからしっかり現場の実情をお伺いし、政策を構築していくということを大切な視点として対応を行っています。

特に今回の飲食店に関する部分、それから関連事業者に関する部分等と、県が広域団体として新型コロナウイルスの感染症対策、あるいはこういった防疫対策といったところに責任を果たすというところから県として旗を振る部分、対策を講じるという基本の部分、それからそれに基づいてそれぞれの地域によって産業構造や、おっしゃったような人口構成等の実情が違いますので、それをしっかり市町村において補完していただくという部分、そういったところをまず基本的な頭として対策を打っていくことが大事だと思っています。

今回御提案しております関連事業者の支援につきましても、例えば宮崎市等の都市部と郡部では状況が異なると思いますので、それぞれの産業構造等に応じて、また県の考えをしっかりと市町村にお伝えをして、市町村がそこをしっかりとサポートしていただくような役割分担の中で制度構築を果たしていきたいと考えております。

○佐藤委員 課長が言われることはよく分かりますが、市町村長とのやり取りだけでしっかりくみ取れているのかどうか。市町村長がまた同じように隅々まで見えているのかどうかということもあります。せつかくの機会でもありますのでやはりそういうところをしっかりと見る必

要があるのではと思うのですけれども、しっかりくみ取れていると認識されているかどうかです。

○石田財政課長 一つにはこのコロナ対応ということであれば、県内の保健所がまさに現場の最前線で対応しております。また県のそれぞれの出先機関の中で農業だったり林業だったり漁業だったり、それぞれの出先機関の現場のスタッフや職員が地域に足を運んでそういったお話を伺ったり、あるいはこれは宮崎県ならではの強みでございますけれども、たとえば商工団体さんとか農業団体さんとか様々なレベルで、オール宮崎でまさに連携をしていくという、口蹄疫の経験等も踏まえた枠組みがございますので、県としてもしっかりとそういったところにアンテナを張って対応をしていきたいと考えておりますし、私自身としてはそういった実情の把握というところは一定程度できていると認識しております。

○佐藤委員 やはりそういうところがしっかりくみ取れる、吸い上げられる判断できる仕組みづくりというのを再度しっかり確立していただくことが、本当に真に困っている人たちが何を必要としているのか、そういうところまでしっかりと隅々まで支援ができる、応援ができるということだろうと思います。そのためのお金がありますので、その辺りをしっかりやっていただきたい。

それから、先ほど成果に対する対価ということについてはどう考えられますか。

○石田財政課長 感染の抑制をする、あるいは地域の暮らしを支え経済を維持していくといった各地方団体の取組というところがそれぞれあるかと思いますが。本県といたしましても今年度、数次にわたる補正ですとかいろんな取組を

進めているというところ、こういった部分を財政需要の部分とかそういった成果の部分の部分をしっかりと——例えば交付税のスキームの中で国に声を届けていくですとか、あるいはこういった臨時交付金の算定等に当たりまして感染防止の取組を評価いただくような形での働きかけをしていくですとか、そういった働きかけを随時やっております。おっしゃったように今、第3波の対応中ではありますが、本県の取組を踏まえてそういったものをしっかりと国に届けていく、また県民の方にもしっかりと説明をしていく、そういった視点が大事だろうというふうに考えております。

○佐藤委員 おっしゃるとおりだと思うんですけども、しっかりとコロナを封じ込めたところと、そうでないところが終わってからでは遅いと思うんです。今現在、どういうやり方をしているのか、どういう対策をとって、どういう認識をそれぞれが持ちながら首長さんをはじめ、担当等も含めてどういう対策を取っているのか、それぞれ検証することが必要だと思うんです。それは常に明日は我が身みでありどこでどう発生するか分からない、発生したところを責めるとかそういうことではないんです。発生しないのはなぜなのか。何か対策を取っているからだと思うんです。終わってみれば封じ込められたと、これは国にとっても県にとっても世界的にも同じようなことだと思うんで、そういう努力をするためのいろいろな情報共有が必要だと思うんですが、いかがでしょうか。

○石田財政課長 県内でもこういった実例の部分——県内で発生している実例ですとかそういった感染ルートですとか、クラスターの発生の起因の原因ですとか——こういったものをしっかりと分析し、それを共用するということが

大切だろうと考えております。

福祉保健部を中心に今そういう対応をしておりますが、県庁内も各部しっかり連携し、また、保健所あるいは医学的な知見、感染症協議会等々の御参画をいただいている専門家や、市町村を含めてしっかり共有をして議論をしていくことが大事だろうと思っておりますので、御指摘を踏まえてしっかり対応してまいりたいと考えております。

○野崎委員長 今、厚生常任委員会に関する部分も質問がありましたが、議案に関する課しか来ておりませんので、その辺は配慮した質問をしていただきたいと思います。

○坂口委員 関連して。まさしく今の佐藤委員の指摘、質疑、この第2弾消費喚起策だと思うんです。これはやっぱり市町村あるいは地域によって様々だと思うんです。課題とか深刻度とか、あるいは対象となるべき部分はですね、ここにどれだけの地域性を生かしたものの、そしてそこに最大限——特に財源面ですけれども——県がどう貢献できるのかというのが今回の補正の中で興味を持つべき点だと、今、佐藤委員が指摘されたと思っているんです。県からの財政的支援というのが、本当に地域の実態に応じて小回りが利くように工夫されるべきではないかなと思うんですけれども、大まかでいいので、そこが整理できていたら消費喚起策についての考え方を教えてください。

○石田財政課長 今回提案させていただいております地域の実情に応じた消費喚起策でございます。昨年の9月補正でお認めをいただいた消費喚起策の場合、プレミアム付きの商品券というのを原則的な形としておりましたが、今回は、まさに委員がおっしゃったように地域の実情に応じた形で対応できるような形での制度設計を

考えております。

例えば、小さな市町村等においては商店街の新興でしたり、事業者の支援等々に使っていただいたり、あるいは都市部においてはプレミアム商品券やキャッシュレス化への対応等、そういったものを想定しております。財源措置をしてこれを市町村に丸投げをするというものでは意味がございまして、しっかり県としてそれぞれの地域の実情に応じた形で、事業者の支援や消費を喚起できるのか検討して、しっかり知恵を出して、市町村と手を携えて効果的な対策を打っていくことが何より重要であると考えておりますので、そういった視点で取り組んでいくということで考えております。

○坂口委員 前回歓迎度に温度差があったから、ぜひ、本当に必要なところに必要なものがいくという整理をしながら、しっかり一体となって取り組んでいただきたいと思います。

○石田財政課長 県としてもそこは積極的な関与を持って取り組んでまいりたいと思います。ありがとうございます。

○佐藤委員 今、坂口委員も言われましたけれども、小さな町ほど支援を受ける事業者と受けない事業者が、似たような業種でありながら該当する事業者、該当しない事業者があり、そのあたりの人は明らかに知っているような状況がよく見られて、そういう声も上がってきています。せっかくの困った人ということなのに、あつちはいいよな、こっちは悪いよなというような話まで出てくるということをしっかり把握してやっていかないと、おかしなことになると心配しているところであります。

○石田財政課長 コロナ対応というのはまさに県民が心を合せて同じ方向で向かっていかなければいけないと。そういったときに国の施策等

でも、ある業種を分断だったり社会的亀裂が生じかねないような形で対応していく中、どうしても駆け足であるためにそういった部分が一部あろうかと存じます。そういう部分について県としてそれぞれの地域社会をしっかりと守っていく、それぞれの地域社会でそういった分断等が起こらないように行政として、どのように責任を果たしていくかというところが非常に大事な視点だと思っておりますので、留意して制度構築に努めたいと考えております。

○佐藤委員 お願いします。

○太田副委員長 今、佐藤委員の最後の発言のところで、確かに地域によっては経済の度合い等が違うものですから、今表現されているような感情は出てきているのかなと思うと、今回のコロナの対応策については本当に緊急に対応しないといけないので——国の整理の中でこういう県の制度で一律4万円とか何か数字が出ていますけれど——先ほど佐藤委員が言われたところも将来の解決策としてあり得ると思います。

例えば私も経験があるんですが、生活保護の基準はその地域ごとに決まるんですね。昔は級地が1級から4級までだったと思いますけど、今は1級、2級、3級の級地が決まっていて、それぞれ2つに分かれて6段階なんです。それも一つの参考にされて、定額で出してもいいけれども、例えばそういう生活保護の基準値を参考にその額を割るということはそんなに煩雑ではないと思います。そうなるとうち本当に困っている人にはいっぱい差し上げられるし、地域の事情によってはこれぐらいでいいだろうと収まる場所もあるかもしれないので、今後こういった対応を求められたときに、そういう基準を参考に配慮すると、本当に必要な人に行く、そしてそれぞれの人にはそれぞれに割るという意味

で、国民感情を揺さぶらないのではないかなと今ふと思ったところです。生活保護の級地基準のようなものがあった方がいいのではないかなと感じました。そこら辺は総合政策部あたりのことではあると思いますけれど、ちょっと議論の中で感じましたので。

○石田財政課長 御指摘いただきましたように、まさに何が公正で何が平等なのかが問われているのだと思います。そういった中でそれぞれが置かれている方々の実情とか、何を実質的公正と考えるか、今御指摘いただいたようなそういった指標というものも一つの参考だろうと思っています。

今後の施策に当たってはそういったところもしっかり参酌をしてみたいと考えております。ありがとうございます。

○井上委員 一つ教えてください。

国が取ったキャッシュレス化の推進はすごく効果のあるものだったんですね。消費喚起の大きな力になったんですね。今回の市町村が行う消費喚起策の中の一つにキャッシュレス推進を兼ねた電子地域通貨ポイント付与事業とありますが、これは大体どのようなことを考えているんですか。国がしていたキャッシュレス推進の延長ですか。それとも特別なものをつくるということですか。

○石田財政課長 今年度のコロナ対応の消費喚起の中で、県内の市町村の中にはクーポン券のような形ではなく、キャッシュレスのそういったポイント付与ですとか、おっしゃったような国のキャッシュレス・ポイント還元事業とか、ああいう形を地域の中で使える形で——例えば商工団体等が取り組まれるところがあると認識しております。ちょっと詳細までは分からないのですが、延岡市とか川南町だったと思います

けれども、そういったところでこのキャッシュレスの取組が行われているところで、スキームが国のものどこまで異同があるかというところはあるんですけれども、県内の団体で具体的に取組まれている実績もありますので、そういった取組をさらに支援をすると。各団体の判断によってはそういったものに取り組みれるということで今回記載をしたものでございます。

○井上委員 私は国が以前に行ったキャッシュレス推進の事業について、コロナ対策でもやるべきだと思っているんです。最近では完全に落ちていますから使わなくてもよくないかという話になっていますけれども、キャッシュレスは地道に広がるし、使う人にとってはポイントが、絶対にメリットがあるので、消費喚起にはすごくいいと思うし、私は非常にいい事業だと思うので。国がやる事業については継続性というのは大事なんじゃないかなと思うんです。ですから、それはいろんな意味でこれはもう一度、改めて国に対して突っ込んでみてもらいたい事業の一つです。

○石田財政課長 提案要望も含めて、また検討してまいりたいと思います。

○丸山委員 今日の知事の提案理由の中で説明がありましたが、今回の補正予算も含めて26市町村長とウェブ会議により直接協議して対応方針の確認をしたということなんですけれども、具体的に市町村とどのような協議をしてこの役割分担に至ったのか。

といいますのは、今日の新聞にも出ていたんですが、市町村によってはまた同じような事業をやると報道されているものですから、県民一丸となってやるべきことを県がしっかりやって、付随する経済対策に関しては、市町村のほうにも第3次補正の特別交付税がいくと思いますの

で、それを有効活用してほしいという意見を含めて、県の役割分担はこれですとしっかり示していただいたのかどうか、お伺いしたいと思います。

○石田財政課長 県と市町村との協議の中では、まず県がしっかりコロナウイルスの感染防止という観点から——当然宮崎市以外の保健所は県が設置しておりますので——そういった観点からリスクが高いとされる飲食店の時間短縮、それに関連する事業者についても県としてしっかりと責任を果たすというところの分担をまず行ったところであります。

市町村のからも県知事が法に基づいて時間短縮の要請を行う、あるいはもろもろの措置を講じるとされておりますので、その事務に関わる部分については県で役割を果たしていただきたいというような御要望があったところで、今回こういった整理をしております。

まさに今、委員がおっしゃいましたようにそれぞれの地域の産業構造、あるいは事業者の状況等に応じて市町村がそれを補完する形で経済対策ですとか事業者支援、あるいは生活支援を行っていただくような形の全体の構成でございます。

あわせて、今御指摘をいただきましたような国の3次補正における臨時交付金の県、それから市町村のある程度自由に使える単独事業が今後示されてまいりますので、市町村においてもそういった部分をしっかり活用していただくための助言等も県として努めてまいりたいと考えております。

○丸山委員 ぜひ、県が関連事業者も含めてしっかりとスキームをつくったはずなのに、県民が一丸となってというのが、何かちょっと違う方向に進んでいるなと一部感じたところですので、

一丸となってやるための基本ベースはこれだよ
ね、というのをしっかりやっていかないと、ま
た、市町村間で争いとか競争があったりしては
いけないと思っているものですから、しっかり
やっていただくようお願いします。

○石田財政課長 役割分担ですとか補完性の部
分ですとか、そこはまた県、市町村もしっかり
意思疎通を図りながら、また県民に対してもそ
ういう説明がしっかりできるように努めてまい
りたいと考えております。

○野崎委員長 ほかに質問はございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 それでは、以上をもって総務部
を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時19分休憩

午前11時21分再開

○野崎委員長 委員会を再開いたします。

その他、何かありませんか。

○山下委員 今回の緊急事態宣言をはじめ、こ
れまでの新型コロナウイルスの影響により県民
は非常に大きな影響を受けております。今後も
県民に寄り添った施策を講じていくためには、
先ほどから委員から質問もありましたように十
分な財源の確保が必要だと思えます。そのため、
国へ積極的な予算措置などの要望をする意見書
を当委員会から出すべきと思いますが、いかが
でしょうか。

○野崎委員長 ただいま山下委員から意見書を
発議したいとの発言がありました。ここに今、
意見書案がございますので配付いたします。

〔意見書(案)配付〕

○野崎委員長 新型コロナウイルス感染症対策

に係る財政支援等の拡充を求める意見書案につ
いてですが、委員会発議として意見書案を提出
するためには全会一致の決定が必要となります。
配付しました意見書案の内容について御確認い
ただき、後ほど採決の後に意見書の取扱いにつ
いてお諮りしたいと思います。御異議ござい
ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 それでは、そのように決定いた
します。

採決の時間につきましては後ほど御連絡しま
す。

暫時休憩いたします。

午前11時22分休憩

午後1時9分再開

○野崎委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案の採決を行います。採決の前に
賛否も含め御意見をお願いいたします。何か御
意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 それでは、採決を行います。

採決につきましては、議案ごとがよろしいで
しょうか。一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 それでは、一括して採決いたし
ます。

議案第1号、報告第1号及び報告第2号につ
きましては、原案のとおり可決または承認する
ことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 御異議なしと認めます。よって、
議案第1号、報告第1号及び報告第2号につ
きましては、原案のとおり可決または承認す
べきものと決定いたしました。

○野崎委員長 次に、新型コロナウイルス感染症対策に係る財政支援等の拡充を求める意見書案についてであります。

午前中に配付いたしました意見書案について、何か御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 それでは、特にないようすでお諮りいたします。

意見書案の内容につきましては、意見書案のとおり当委員会発議とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 御異議ございませんので、そのように決定いたします。

次に、委員長報告案についてであります。正副委員長に御一任いただくことで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○井上委員 ちょっといいですか。

○野崎委員長 はい。

○井上委員 お金って困っているときにももらわないと、済んでもう駄目にかからもらっても駄目なの。だから、やっぱり早めの対応というか、市町村に任せきりではなくて、やっぱり県もきちんと関わって、そして早めに届くようにしてもらいたい。

今のは本当にそこまでもつのかという思いがするので。県は市町村に任せているからと言って、それで終わりというのがちょっと。宣言したのは県なんだから、それはきちんとしてもらいたい。

○野崎委員長 ありがとうございます。

委員長報告には反映されないかもしれませんが、大まかには意見書案にも含んでいますし、説明の文言も入っていますので、井上委員が言

われた内容は、また執行部にも強く求めていかなければと思っていますのでよろしいでしょうか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

その他何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○野崎委員長 それでは、以上をもって本日の委員会を終了いたします。

午後1時12分閉会

署 名

総務政策常任委員会委員長 野 崎 幸 士